

香川県広域水道企業団組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第 4 号

香川県広域水道企業団組織規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団組織規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課の設置)</p> <p>第 2 条 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第 3 号）第 4 条第 1 項に規定する事務局の本部に総務企画課、企画調整課、財務課、財産契約課、計画課、浄水課、工務課、<u>基盤強化推進課及び水質管理課を置く。</u></p> <p>2 略</p> <p>(本部の所掌事務)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2～7 略</p> <p><u>8 基盤強化推進課の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 水道事業の基盤強化に係る企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 管路耐震化事業、浄水場整備事業に係る官民連携の検討等に関すること。</u></p> <p><u>(3) 水道施設の運転管理業務、管路等の維持修繕業務等に係る官民連携の検討等に関すること。</u></p> <p><u>(4) 民間事業者による PPP / PFI 提案の窓口に関すること。</u></p> <p><u>9 略</u></p>	<p>(課の設置)</p> <p>第 2 条 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第 3 号）第 4 条第 1 項に規定する事務局の本部に総務企画課、企画調整課、財務課、財産契約課、計画課、浄水課、工務課及び水質管理課を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(本部の所掌事務)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2～7 略</p> <p><u>8 略</u></p>

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。